

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	公認会計士制度の見直し －公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案－
著者 / 所属	渡邊 将史 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	444 号
刊行日	2022-4-14
頁	30-40
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

公認会計士制度の見直し

— 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案 —

渡邊 将史

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案の提出の経緯
 - (1) 公認会計士制度・監査法人制度
 - (2) 金融審議会等における検討
3. 本法律案の概要
 - (1) 会計監査の信頼性確保
 - (2) 公認会計士の能力発揮・能力向上
4. 主な論点
 - (1) 上場会社監査に関する登録制の導入
 - (2) 審査会によるモニタリング
 - (3) 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し
 - (4) 公認会計士の資格要件である実務経験期間の見直し
 - (5) C P Eの受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備

1. はじめに

企業が正しい財務情報を開示することは、我が国資本市場が企業の価値を適切に評価し、資金配分機能を発揮するために欠かせない。そのため、公認会計士・監査法人が会計・監査に関する専門家としての役割を適切に果たし、資本市場を支えるインフラとして会計監査の機能を十分に発揮することが求められている。

第208回国会（常会）に提出された「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」（閣法第40号）（以下「本法律案」という。）は、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の

見直し等の措置を講ずるものである。本稿では、本法律案の提出の経緯及び概要について解説するとともに、主な論点を紹介することとしたい¹。

2. 本法律案の提出の経緯

(1) 公認会計士制度・監査法人制度

公認会計士は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）上、独立した立場で財務書類等の監査証明を行うことで信頼性を確保する「監査及び会計の専門家」と位置付けられている。当初は個人の公認会計士が監査を行う制度のみであったが、1964年からの証券不況による会社倒産が相次ぐ中で粉飾決算が明らかとなるなど、公認会計士による監査証明の実効性が問題となった。これを受け、組織的監査を推進することで監査水準の向上を図る等の観点から、1966年の公認会計士法改正により監査法人制度が創設された。監査法人は、5人以上の公認会計士を社員として設立される法人である。

公認会計士制度・監査法人制度は資本市場の機能発揮を支える基本的なインフラと言える。これらの制度に関しては、2003年に公認会計士等の独立性の強化や試験制度の見直し等が、2007年に有限責任監査法人制度²の創設等の改正が行われてきた。

会計監査をめぐる環境の変化を踏まえ、監査基準³の改訂等も進められている。2017年には「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）⁴が策定され、2021年には「監査に関する品質管理基準」におけるリスク・アプローチに基づく主体的な品質管理を求める改訂が行われた。

また、経済社会情勢の変化に伴い、公認会計士が担う役割は拡大し、働き方も多様化している。人工知能の利用を含むITを活用した監査手法の開発・導入が進展し、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心の高まりなどの環境変化も生じている。

(2) 金融審議会等における検討

金融庁は2021年9月、会計監査をめぐる諸課題について総合的に検討するため、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」を設置した。同懇談会は同年11月12日、会計監査の信頼性確保、公認会計士の能力発揮・能力向上、高品質な会計監査を実施するための環境整備等を柱とする「論点整理－会計監査の更なる信頼性確保に向けて－」（以下「論点整理」という。）を取りまとめた。論点整理では、公認会計士制度について、上場会社の監査に高い規律を求める制度的枠組みや、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等に関する検討の必要性が問題提起された。

こうした議論を踏まえ、鈴木金融担当大臣は同年11月22日、金融審議会に対し公認会計

¹ 本稿は、2022年3月18日までの情報を基に執筆している（以下、URLの最終アクセス日も同日である。）。

² 有限責任監査法人においては、非違行為に関係のない社員の被監査会社等に対する責任は出資の範囲に限定される。一方、従来の監査法人においては、各社員は無限連帯責任を負う前提となっている。

³ 企業会計審議会が公表する「監査基準」は、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準」の一つである。監査報告書等は同基準等に基づいて作成されなければならないとされている（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第2項及び第3項）。

⁴ 監査法人の組織としての監査の品質の確保に向けた五つの原則と、それを適切に履行するための指針から成るものであり、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が2017年3月31日に公表した。

士制度の改善に関する検討を諮問した。これを受け、同審議会公認会計士制度部会（以下「部会」という。）が約15年ぶりに開催され、論点整理に掲げられた内容のうち公認会計士制度に関する事項を中心に検討が行われた。部会は、2022年1月4日に「報告－上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて－」（以下「報告」という。）を取りまとめた。

報告では、まず、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、会計監査の信頼性確保のための方策が示された。具体的には、上場会社の監査を担う監査事務所に対する法律上の登録制の導入、公認会計士・監査審査会⁵（以下「審査会」という。）の立入検査権限等の見直し等が提言された。また、公認会計士の能力発揮・能力向上に向けた環境整備としては、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件である実務経験期間の見直し等の必要性が示された。これらを踏まえ、政府は2022年3月1日、本法律案を閣議決定の上、第208回国会（常会）に提出した。

3. 本法律案の概要

（1）会計監査の信頼性確保

ア 上場会社監査に関する登録制の導入

上場会社は、一般投資家を含めた多数の利害関係者を有しており、その財務報告における信頼性の確保は、我が国資本市場の適切な機能発揮のために不可欠な要素となっている。上場会社の監査を行う公認会計士・監査法人に対する規律⁶については、日本公認会計士協会⁷（以下「協会」という。）が自主規制として「上場会社監査事務所登録制度⁸」を設けている。同制度は、カネボウ、ライブドア等における会計不祥事の発覚を受け、2007年に導入されたものであり、これにより、監査事務所の監査の品質管理の充実強化及び資本市場における財務諸表監査の信頼性の確保が図られている。

こうした状況の下、上場会社の事業活動のグローバル化が進展するとともに、上場会社の監査については、従来大部分を担ってきた大手監査法人から中小規模監査事務所への異動が進むなど、担い手の裾野が拡大してきた（図表1）。会計監査を取り巻く情勢の変化を踏まえ、監査の担い手全体の監査品質確保に向けた制度整備が課題となった。論点整理においても、中小規模監査事務所に対する体制面・ノウハウ面での支援とともに、上場会社監査を行う監査事務所に対してより高い規律付けを行う制度整備の必要性等が指摘されている。

本法律案では、上場会社監査について、公認会計士法上の登録制を導入するとともに、

⁵ 公認会計士法第35条第1項及び金融庁設置法（平成10年法律第130号）第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関。両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された「会長及び9人以内の委員」で構成される。

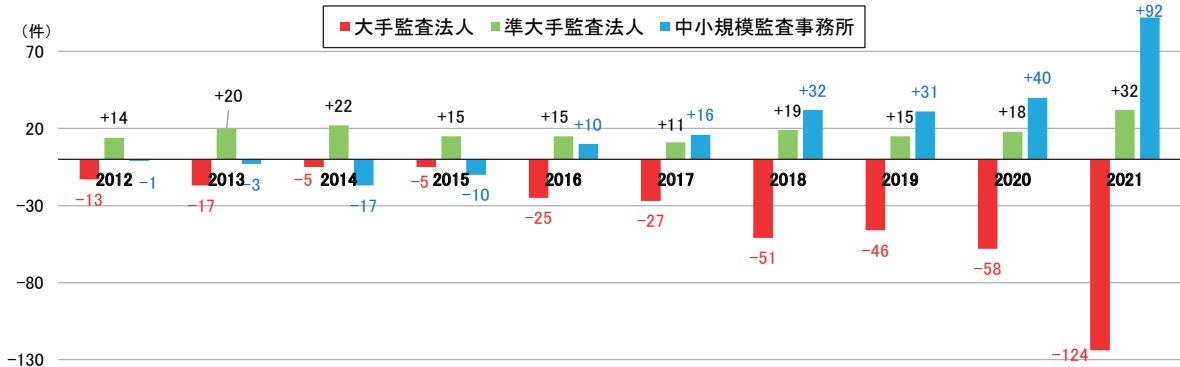
⁶ 上場会社に対する個人の公認会計士による監査に関する規制については、4.（1）参照。

⁷ 公認会計士法第43条第1項に基づく公認会計士の自主規制機関である。1949年に任意団体として発足し、公認会計士法改正により1966年から認可法人、2004年4月から特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）となった。

⁸ 協会は、品質管理レビューの結果等に基づき登録の可否を判断し、登録された監査事務所の名称や所在地、品質管理のシステムの概要、品質管理レビューの実施状況等をウェブサイト上で公開している。

登録に当たっては協会がその適格性を確認することとしている⁹。また、登録を受けた上場会社の監査事務所に対しては、適切な業務管理体制の整備を義務付けることとしている。無登録で上場会社監査を行うことは禁止されることから、本法律案では、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金商法」という。）においても、上場会社等に対して登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求めることとしている。

図表1 上場会社監査事務所の規模別の異動状況（各年6月期）



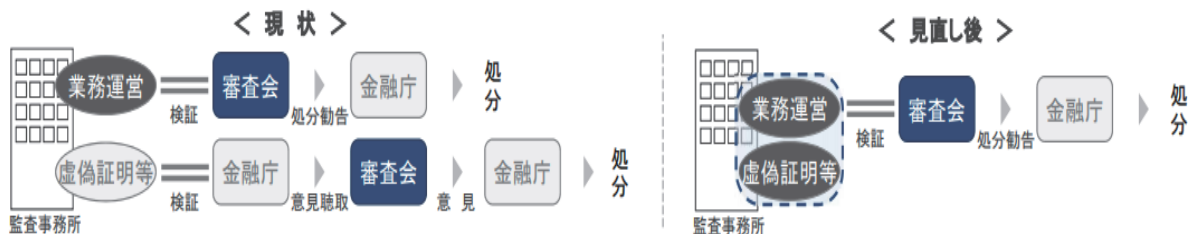
（出所）審査会「平成28年版～令和3年版モニタリングレポート」を基に筆者作成

イ 審査会によるモニタリング

会計監査の信頼性向上のためには、当局が上場会社監査を始めとする公認会計士・監査法人の業務遂行状況を適切にモニタリングする必要がある。現行制度では、金融庁に対して一般的な報告徴収や立入検査の権限を付与し、当該権限のうち監査法人等の「業務の運営の状況」に関して行われるものを審査会に委任する規定となっており、金融庁と審査会との間で権限が分かれている。これにより、審査会が検査実施中の監査法人等に虚偽証明等の疑義が生じた場合、金融庁が別途、虚偽証明等に関する調査を行う必要性が生ずる等の課題が指摘されている。

本法律案では、効率的・効果的なモニタリングを実施できるようにするため、審査会の立入検査等において、監査法人等の業務運営に加えて虚偽証明等の検証も行えるよう、権限の委任規定を見直すこととしている（図表2）。

図表2 審査会によるモニタリングの見直し



（出所）金融庁資料

⁹ 公認会計士の登録と同様、登録申請は協会に対して行う。上場会社等監査人名簿は協会に備えられる。

(2) 公認会計士の能力発揮・能力向上

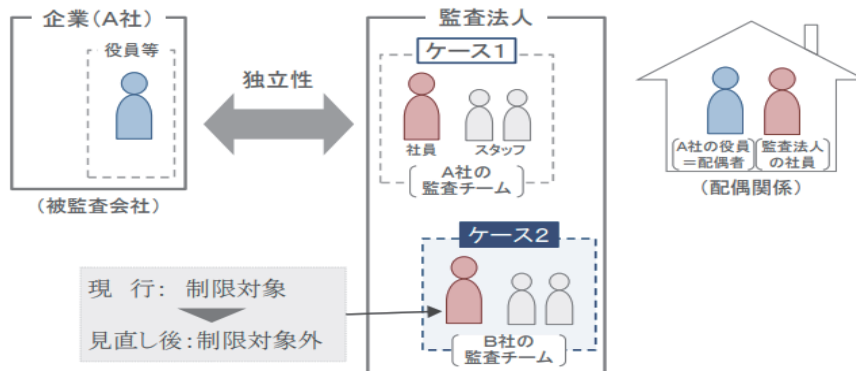
ア 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

公認会計士法では、独立性確保の観点から、公認会計士・監査法人と監査対象会社等との間に特定の利害関係がある場合における業務制限の規定を設けている。その一つとして、監査法人の社員¹⁰が被監査会社等の役員等と配偶関係にある場合、当該社員がその会社等の監査証明業務に関与するか否かを問わず、当該監査法人による監査証明業務の提供を禁ずる規定がある。この結果、例えば、夫（妻）が被監査会社等で役員等となっている場合、妻（夫）はその会社等の監査を担当する監査法人においてパートナーと呼ばれる社員となれない。

共働き世帯の増加や監査法人の大規模化等を受け、配偶者が被監査会社等の役員等であることを理由に、監査法人の社員への登用を見合わせた事例が出ているとの指摘があった¹¹。また、近年の女性公認会計士の増加や上場会社の女性役員比率の上昇に伴い、こうした事例は今後増加する可能性もある。

本法律案では、配偶関係に基づく業務制限の対象を監査に関与する社員等に限定するよう見直すこととしている（図表3）。

図表3 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し



(出所) 金融庁資料

イ 公認会計士の資格要件である実務経験期間の見直し

公認会計士となる資格を得るには、短答式試験及び論文式試験に合格するとともに、2年以上の実務経験（業務補助等¹²）を有し、実務補習¹³を修了した後に内閣総理大臣の

¹⁰ 監査法人の社員は、監査法人に出資し、監査法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員が連帯してその弁済の責任を負うこととされており、監査法人に所属する者を一般的に指し示すものではない（報告5頁脚注12）。

¹¹ 部会（第16回）（2021. 11. 29）における小倉加奈子専門委員（協会副会長）の発言。

¹² 監査証明業務に関して公認会計士又は監査法人を補助する「業務補助」と財務に関する監査、分析その他の実務に従事する「実務従事」があり、両方を経験している場合は期間を通算することができる。

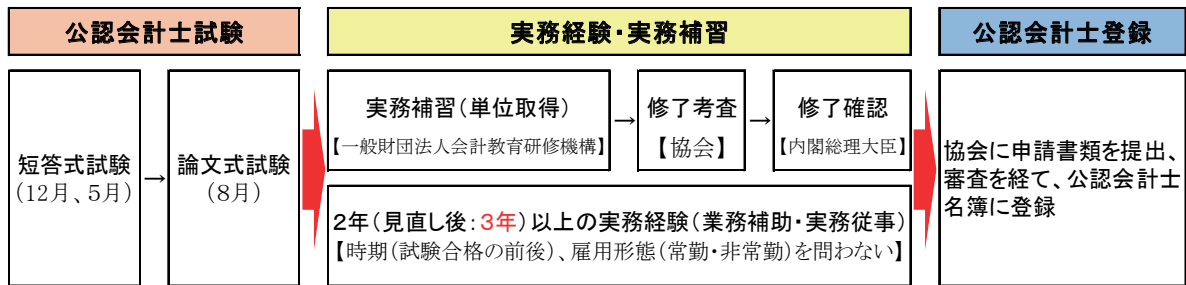
¹³ 公認会計士試験合格者に対し、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるために行われる。一般財団法人会計教育研修機構が、全国4実務補習所（東京・東海・近畿・九州）及び東京実務補習所下の8支所（札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松）において実施している。実務補習の修業年限は3年であり、修了考査は協会が、修了確認は内閣総理大臣が行う（図表4）。

確認を受ける必要がある（図表4）。

企業活動の国際化や業務内容の複雑化、監査基準の高度化等が進展する中、監査の現場で対応する能力を磨く観点から実務経験の重要性が高まっている。また、欧州各国においては、3年以上の実務経験要件が課されている実態がある¹⁴。

本法律案では、以上を踏まえ、公認会計士となる資格を得るための実務経験期間について、現行の「2年以上」から「3年以上」に見直すこととしている。

図表4 公認会計士登録までの流れ（公認会計士法第3条等）



(出所) 筆者作成

ウ 企業等に勤務する公認会計士の登録事項への「勤務先」の追加

公認会計士として開業するには、公認会計士名簿に登録し、協会に入会することが義務付けられている。公認会計士の登録事項については、監査法人での勤務又は事務所の開業等を念頭に置いたものとされており、氏名、生年月日等のほか「事務所」の登録が求められる。

近年、監査法人以外の事業会社や行政機関等に勤務する公認会計士（組織内会計士）が増加傾向にある。組織内会計士は、登録に際し便宜的に自宅等を「事務所」とする例が多いとされ、名簿の登録事項が組織内会計士を想定したものとなっていないとの指摘がある。

本法律案では、公認会計士の働き方が多様化している現状に鑑み、公認会計士名簿の登録事項に「勤務先」を追加することとしている。

エ 継続的専門研修（CPE¹⁵）の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備

公認会計士の資質の維持及び向上、公認会計士制度に対する社会からの信頼維持のため、公認会計士法第28条において「CPE制度」が設けられている。CPEの単位は、集合研修（eラーニング形式を含む）への参加、指定記事や専門書による自己学習、著書等の執筆、研修会等の講師を行うことで取得でき、公認会計士に対しては必要数¹⁶以上

¹⁴ 諸外国の状況を見ると、イギリス、ドイツ及びフランスは3年以上、アメリカは概ね1年から4年以上となっており、国際教育基準（IES）では、従事年数等により実務経験の習得を計る方法として、①3年間の実務経験、②2年間の会計等に関する修士課程、③5年以上の会計教育と実務経験の三つを例示しつつ、①を好ましい方法として示している（部会（第16回）「資料2」（2021.11.29）33～34頁）。

¹⁵ Continuing Professional Educationの略。

¹⁶ 協会の事業年度開始日（4月1日）における会員に対して、①当該事業年度を含む直前3事業年度に合計120単位以上の取得、②当該事業年度に20単位以上の取得等が求められている。

の単位取得が義務付けられている。近年、C P Eについては、受講単位不足が改善されない事例や不適正な受講事例（eラーニング研修の早送り受講や二重受講）が確認されているが、現行法上、C P Eを受講しないことは、公認会計士の登録の抹消事由とされていない。

本法律案では、公認会計士が内閣府令で定める期間以上の期間にわたりC P Eを受講していないとき、2年以上継続して所在が不明であるとき¹⁷等に該当する場合において、協会は、資格審査会¹⁸の議決に基づき、当該公認会計士の登録を抹消することができることとしている。

オ 協会による会計教育活動の推進

我が国における会計リテラシーの定着及び会計の有用性に関する認識向上を図ることは、将来的に能力ある公認会計士の裾野を広げることにつながるとともに、資本市場の信頼維持にも資するものと考えられる。

現在、協会は会計に関する教育・啓発活動を推進しているが、こうした活動は公認会計士法において位置付けられておらず、協会の自主的な取組となっている。一方、金融や租税に関する教育・啓発活動については、金商法や税理士法で規定されている¹⁹。

本法律案では、会計に関する教育・啓発活動の重要性に鑑み、協会の役割・位置付けを明らかにする観点から、協会の会則記載事項として、会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定を追加することとしている。

4. 主な論点

（1）上場会社監査に関する登録制の導入

協会によれば、上場会社監査事務所登録制度における登録事務所の数は、2021年3月末現在で140事務所となっている。同制度については、監査の品質管理の強化や信頼性の確保に奏功した一方、導入後も上場会社で会計不祥事が相次いだことにより自主規制の限界を指摘する声も上がっていた²⁰。

本法律案により、上場会社の監査を実施する公認会計士・監査法人については公認会計士法上の登録制となるが、部会では、新規参入を排除したり、現在登録されている事務所に退場を強制したりするような制限を行うべきではない旨の意見²¹があり、自主規制における登録要件が引き継がれる見込みとなっている。法律上の制度となった後も会計監査を取り巻く状況変化を注視し、要件の見直しの必要性等について検討すべきであろう。また、

¹⁷ 税理士については、虚偽申請等に基づいて登録を受けた場合や、2年以上継続して所在が不明である場合、登録を取り消すことができると税理士法（昭和26年法律第237号）で規定されている。

¹⁸ 協会に設置される機関であり、公認会計士等の登録の拒否及び抹消について必要な審査を行う。協会会長及び協会会長が委嘱する委員4名（公認会計士2名、金融庁職員1名、学識経験者1名）で構成される。

¹⁹ 金商法第77条の4（認可金融商品取引業協会）、第78条の2第1項（認定金融商品取引業協会）、税理士法第49条の2第2項第10号（税理士会）、第49条の14第1項第1号（日本税理士会連合会）

²⁰ 『朝日新聞』（2021. 11. 4）。なお、同制度については、「監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な運用に努めるべきである」と指摘されていた（会計監査の在り方に関する懇談会「提言—会計監査の信頼性確保のために—」（2016. 3. 8）11～12頁）。

²¹ 部会（第17回）（2021. 12. 13）における手塚正彦専門委員（協会会長）の発言。

本制度においては、協会が適格性を確認することとなっているが、報告に記載されているとおり、自主規制を運用してきた協会の知見・ノウハウを最大限有効活用することが望ましい。

登録を受けた監査事務所に対しては、適切な業務管理体制の整備等について、監査法人のガバナンス・コードに基づく組織運営や情報開示の充実等、より高い規律付けが求められると想定されている。大手監査法人を念頭とした同コード²²について、報告では、「準大手監査法人・中小監査法人における上場会社監査の品質確保にも資するコード」、「監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるコード」となるよう、改訂に向けた検討の必要性が示されている。改訂の要否や内容の検討、内閣府令の規定等に当たっては、協会のみならず様々な関係者の意見を反映する必要がある。

また、現在、公認会計士個人については、公認会計士法第24条の4により、他の公認会計士が監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用することで上場会社監査を行うことが認められている。部会では、「公認会計士5人の監査事務所が、あるいは公認会計士個人が共同ないし補助者を得てであったとしても、上場会社の監査を担うことは今や現実的に難しいであろう」²³との意見が示された。報告では、この点につき、「少数²⁴ではあるが公認会計士個人が上場会社監査を行っている現状を踏まえると、直ちにこれを一律に制限することは必ずしも現実的とは考えられない」とされている。登録上場会社等監査人となった個人の公認会計士が上場会社の監査を行うために共同して監査を行う公認会計士等の数の下限については、改正公認会計士法第34条の34の13において政令に委ねられている。政令で要件を定めるに当たっては、現状からの業務継続性等にも配慮した十分な検討が求められる。

(2) 審査会によるモニタリング

審査会によるモニタリングは、協会が監査法人等の業務運営状況について調査する「品質管理レビュー」の実効性を高める観点から導入されたものであり、必要な権限が金融庁長官から審査会に委任されている²⁵。本法律案により、審査会は立入検査等において虚偽証明等の検証も行うことができるようになり、検証等の業務が増加する可能性がある。そのため、審査会や事務局の人員²⁶など体制面の強化・整備も併せて求められる。

²² 監査法人のガバナンス・コード（1頁）には、「大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではない」と記載されている。

²³ 部会（第17回）「資料3」（2021.12.13）抜粋。資料3は石原秀威臨時委員（日本製鉄株式会社常務執行役員）の意見書。

²⁴ 上場会社監査事務所登録制度における登録事務所（140事務所）のうち、個人事務所等は9事務所である（2021年3月末現在）。

²⁵ 2007年の公認会計士法改正では、監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から審査会へ委任する範囲の見直しが行われ、①協会の品質管理レビューを受けていない場合、②品質管理レビューへの協力を拒否している場合が追加された。

²⁶ 審査会には事務局が置かれ、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室の2室で構成されている。2004年4月発足時の定員は40人であったが、2020年度末の定員は、総務試験室14人、審査検査室42人の計56人となっている（総務試験室及び審査検査室は2021年度から課に昇格した）。

部会では、権限委任規定の見直しに関し、協会の品質管理レビューと審査会検査との関係(図表5)が変化するのではないかとの懸念が示された²⁷。これに対し、金融庁は、効率的・効果的なモニタリングを行うために当局(金融庁及び審査会)における権限委任規定を見直すものであり、当局と協会の役割分担に変化が生ずるものではない旨説明している。品質管理レビューと審査会検査が協働できる仕組みについては、見直し後においても引き続き強化・維持されることが望ましい。

図表5 協会の品質管理レビューと審査会検査の比較

	協会の品質管理レビュー (通常レビュー(定期レビュー))	審査会検査
実施頻度	原則として3年に1回 (大手監査法人は2年に1回)	大手監査法人：毎年(通常検査とフォローアップ検査の交互実施) 準大手監査法人：3年に1回 中小規模監査事務所：随時(必要に応じて)
実施体制	2020年度レビューアー数：40人	2020事務年度検査官数：33人
実施数	2020年度：56事務所 【2019年度：84事務所、2018年度：56事務所】	2020事務年度：10事務所 【2019事務年度：10事務所、2018事務年度：10事務所】
特徴	すべての対象事務所に対し定期的に実施	原則、品質管理レビューの結果を踏まえ、その翌年に実施

(出所) 企業会計審議会監査部会(第49回)「資料2」(2021.2.4)等を基に筆者作成

(3) 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

協会は、女性会計士活躍の更なる促進のため、「2030年度までに公認会計士試験合格者の女性比率を30%へ上昇させる」等のKPI(重要業績評価指標)を設定している²⁸。女性公認会計士の増加(図表6)や上場会社の女性役員の増加²⁹に加え、共働き世帯が増加³⁰する中、女性活躍の妨げの要因となり得る現行制度の見直しについては、部会において反対意見は見られなかった。諸外国に目を向けると、アメリカ・イギリスでは業務制限が緩和されており、公認会計士の独立性基準を定めた「国際倫理規程」においても同様の措置が講じられている³¹。

監査法人の規模については、公認会計士法で監査法人制度が定められた1966年当時、小規模なものが想定されていたと考えられるが、発足50年以上を経た現在、大手とされる監査法人の中には、所属公認会計士数3,000名、社員数500名を超えるものもある³²。そのため、

²⁷ 部会(第16回)(2021.11.29)における手塚正彦専門委員(協会会長)の発言。

²⁸ 令和3年公認会計士試験の合格者は1,360人であり、うち女性は297人(約22%)であった。

²⁹ 上場企業の女性役員数は、2012年から2021年の9年間で約4.8倍に増えたが、その割合は7.5%と低く、諸外国と比較して低い水準にある(内閣府「女性の活躍状況の「見える化」」<<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/yakuin.html>>)。

³⁰ 共働き世帯数は1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、2012年頃からその差が急速に拡大した。2021年の共働き世帯数は1,247万世帯、専業主婦世帯は566万世帯である(独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」<<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>>)。

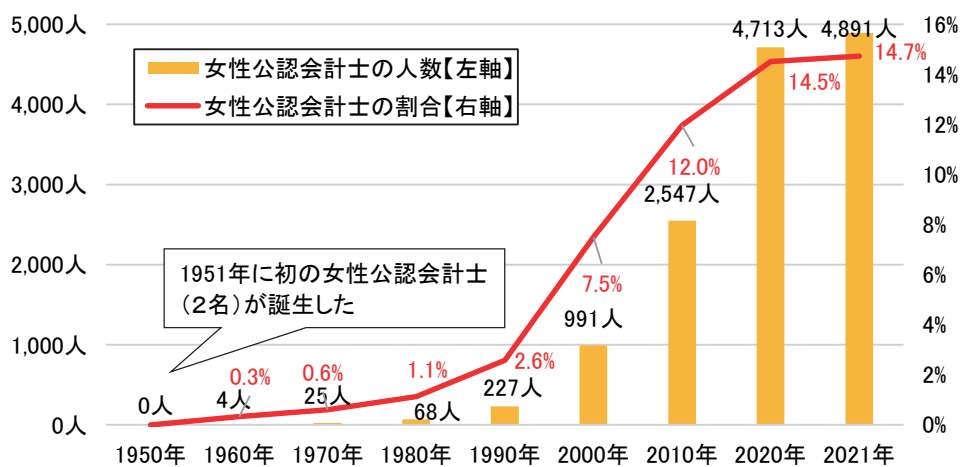
³¹ 部会(第16回)「資料2」(2021.11.29)25頁

³² 大手監査法人の所属公認会計士数(うち社員数)は、トーマツ3,152人(488人)、あずさ3,083人(559人)、EY新日本2,921人(513人)、PwCあらた1,029人(137人)となっている(部会(第16回)「資料2」(2021.11.29)49頁)。なお、所属公認会計士数には非常勤を含まない。

監査法人制度の発足当時と比べて、監査法人の社員と被監査会社の役員等とが配偶関係にある確率は高くなっているであろう。部会では、現行の公認会計士法自体が大規模な監査法人を想定したものとなっていないことから、パッチワーク的な対応では根本的な解決ができない旨の意見があった³³。

我が国は、世界で高齢化率が最も高い国である。高年齢者雇用が課題となり定年延長等の流れにある中、今後の業務制限の在り方については、親子関係、祖父母・孫との関係³⁴など家族関係全般に対する更なる目配りが必要となるだろう。監査法人の社員の業務制限については、引き続き、監査法人と被監査会社等との間の独立性の確保、働き方改革・働き方の多様性の確保について、その両立を目指したものとなることが求められよう。

図表6 女性公認会計士の人数及び割合の推移



(出所) 協会ウェブサイトを基に筆者作成

(4) 公認会計士の資格要件である実務経験期間の見直し

令和3年公認会計士試験の合格者について、年齢別に見ると「20歳以上25歳未満」が64.2%、学歴別に見ると「大学在学(短大含む)」が44.4%、職業別に見ると「学生」が59.4%であり、構成比はそれぞれの中で最も高い(図表7)。こうした現状を踏まえ、在学中の大学生が同試験合格後に実務経験や実務補習に追われることによる大学教育への悪影響を懸念する旨の指摘があった³⁵。

実務経験期間の見直しにより、公認会計士試験合格者によっては登録に至るまでの期間が1年程度長くなることが見込まれる。見直し後の状況を注視するとともに、受験者や在学中の学生等に及ぼす影響が大きい場合には、学業との両立支援策等について検討することが求められる。

³³ 部会(第16回)(2021.11.29)における弥永真生臨時委員(明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授)の発言。

³⁴ 公認会計士法上は配偶関係に基づく業務制限が規定されているのみだが、金商法第193条の2第4項を受けた「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」により、金商法適用会社に対しては2親等以内の親族を対象とした業務制限が設けられている。

³⁵ 部会(第16回)(2021.11.29)における挽文子臨時委員(一橋大学大学院経営管理研究科教授)の発言。

図表 7 令和3年公認会計士試験の合格者の内訳

年齢別	合格者	構成比	学歴別	合格者	構成比	職業別	合格者	構成比
20歳未満	12人	0.9%	大学院修了	51人	3.7%	会計士補	2人	0.1%
20歳以上25歳未満	873人	64.2%	会計専門職大学院修了	32人	2.4%	会計事務所員	43人	3.2%
25歳以上30歳未満	297人	21.8%	大学院在学	11人	0.8%	税理士	1人	0.1%
30歳以上35歳未満	110人	8.1%	会計専門職大学院在学	5人	0.4%	会社員	111人	8.2%
35歳以上40歳未満	44人	3.2%	大学卒業(短大含む)	567人	41.7%	公務員	19人	1.4%
40歳以上45歳未満	15人	1.1%	大学在学(短大含む)	604人	44.4%	教員	2人	0.1%
45歳以上50歳未満	6人	0.5%	高校卒業	75人	5.5%	教育・学習支援者	3人	0.2%
50歳以上55歳未満	2人	0.1%	その他	15人	1.1%	学生	808人	59.4%
60歳以上65歳未満	1人	0.1%				専修学校・各種学校受講生	116人	8.5%
						無職	228人	16.8%
						その他	27人	2.0%

※最高年齢60歳、最低年齢19歳

(出所) 審査会「令和3年公認会計士試験合格者調」(2021.11.19)を基に筆者作成

(5) CPEの受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備

登録抹消規定の整備の背景としては、CPEの受講単位不足が改善されない事例、不適正な受講事例の発生が挙げられている。このような事例の発生が問題であることは言うまでもないが、その原因が公認会計士の業務過多にあるのではないかと指摘があった³⁶。こうしたことから、公認会計士がCPEを受講しない場合の登録抹消規定を整備するだけでなく、CPEを受講するための時間確保をサポートする仕組みを検討するよう求める意見もあった³⁷。公認会計士の業務負担の状況についても注視する必要がある。

登録後の研修受講の状況により登録抹消になる可能性のある規定の整備は、他の士業と比較して厳しいとも考えられる。しかし、CPEは、公認会計士が業務の多様化や国際基準の改訂など業界を取り巻く環境変化に対応し、その能力発揮・能力向上に資するために受講が公認会計士法上義務付けられている制度であり、その重要性は高く、欠かせない制度となっている。一方で、CPEを実施する協会は、これまでも病気療養中の者、会社経営者、出産・育児・介護による休業中の者等に対し、その申請によりCPEを免除又は軽減する仕組みを設けている。登録抹消規定が整備されることから、免除又は軽減の申請があった場合には、これまで以上に個々の事情について考慮していく必要がある。

前述のとおり、登録抹消に係る改正公認会計士法第21条第2項第3号では、研修を受けていない期間の規定や例外規定の整備を内閣府令に委ねている。内閣府令の策定に当たっては、パブリックコメントや協会を含む関係者の意見等を踏まえ、公認会計士の能力発揮・能力向上、公認会計士の働き方の多様化等の双方に配慮したものとすることが求められよう。

(わたなべ まさふみ)

³⁶ 部会(第16回)(2021.11.29)における長嶋由紀子臨時委員(公益社団法人日本監査役協会常任理事、株式会社リクルートホールディングス常勤監査役)の発言。

³⁷ 部会(第16回)(2021.11.29)における原田喜美枝委員(中央大学商学部教授)の発言。